

# 日臨の戒律観

佐藤英煌

## 一、はじめに

本妙院日臨は、幕末期の日蓮宗において、異端とされながらも草山元政の思想を受け継いで持律堅固を貫いた。本稿では、その日臨の戒律観について具体例を挙げて分析・検討しながら、その特色を明らかにして行きたいと思う。なお、戒壇論は三秘論の中に含まれるものとして、未だ検討の対象としてはいないことを御了承いただきたい。また、実際の受戒の作法を認めた『本門自誓受戒作法草案』における、日臨の戒律観の信仰的側面の検討は今後を期したいと思う。

## 二、日臨の戒律観の検討

日臨の戒律観は代表的な著作である『本化別頭教観撮要』『本門十重禁戒の事』『本門自誓受戒作法草案』の三

編の中にほぼすべて示されている。ただし、『本門自誓受戒作法草案』は主に自誓受戒の作法を書いた特殊な内容であるので、その検討は後日に期し、本稿では主著『本化別頭教観撮要』および日臨の戒律観の基本を略説した『本門十重禁戒の事』を中心に考察するものである。

### I 受持者の一身を五戒ニ五字とする論

#### ① 『教観撮要』<sup>(1)</sup>

而、人王未レ歸未レ公<sup>ルヲ</sup>天下<sup>ニ</sup>故云<sup>レ</sup>分<sup>ト</sup>、滿<sup>トハ</sup>者正待<sup>ニ</sup>時<sup>ナリ</sup>至<sup>ニ</sup>也<sup>ト</sup>、二就<sup>テ</sup>深秘<sup>ニ</sup>釈<sup>セバ</sup>者、所<sup>レ</sup>謂<sup>レ</sup>曰<sup>ヒ</sup>曼荼羅<sup>ト</sup>、曰<sup>ヒ</sup>法界塔婆<sup>ト</sup>、曰<sup>ヒ</sup>本時娑婆<sup>ト</sup>、曰<sup>ヒ</sup>道場<sup>ト</sup>、曰<sup>ヒ</sup>靈山<sup>ト</sup>、曰<sup>ヒ</sup>寂光<sup>ト</sup>、唯是一身異名而已、一身即是五戒、以<sup>ニ</sup>五戒<sup>ニ</sup>造<sup>ニ</sup>人身<sup>ニ</sup>故也、高祖曰、靈山者寂光土、又曼荼羅唱<sup>ハ</sup>妙法<sup>ヲ</sup>者住所<sup>ナリ</sup>是云<sup>レ</sup>道場<sup>ト</sup>、又曰<sup>ク</sup>、寶<sup>トハ</sup>者五陰、塔<sup>トハ</sup>者和合、五陰和合是妙法五字、即我<sup>チ</sup>一身也、塔

婆、地水火風空所成也、法界雖廣不<sub>レ</sub>出<sub>二</sub>此<sub>一</sub>五大<sub>一</sub>、  
法界塔婆即十界是也、身即三千具足塔、心即三千  
具足佛也、又曰法界千艸萬木地獄餓鬼等無<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>諸法  
真相<sub>一</sub>作禮<sub>一</sub>《口伝》、又曰授職<sub>一</sub>者十界已々、当体本有  
妙法授職也《向記》、又曰、五行<sub>一</sub>者地水火風空、五  
大五方五常五智五時唯一物也、今經開<sub>レ</sub>之說<sub>一</sub>五智如  
來種子<sub>一</sub>、是即妙法蓮華經<sub>一</sub>五字也、以<sub>二</sub>此五字<sub>一</sub>造<sub>二</sub>人  
身体<sub>一</sub>、本有常住本覺如來也《惣勘文》、法華開會<sub>一</sub>者  
五戒即佛因也、五体五根五味五行五方悉無<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>五戒  
体<sub>一</sub>、故欲<sub>レ</sub>學<sub>レ</sub>戒者先須<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>自身<sub>一</sub>《戒法門》

日臨はここで妙法五字受持者の体そのものが妙法五字  
であり、五戒を成就しているとして、口伝や『御講聞  
書』、『三世諸仏総勘文教相廢立』、『戒法門』等を引用し、  
配当を行っている。日臨の依用する日蓮遺文は現在では真  
偽未決にかかるものが多く、これを以て日臨の教学を批  
判することもできるが、本稿ではしばらく遺文の真偽に  
は触れず、日臨の意を汲み取りつつ、その戒律観を採っ  
ていくものとする。

## II 総戒と別戒

日臨は本化の一切の戒律を総戒と別戒の二種の戒にま

とめ、戒の受持を勧める。

### ② 『教観撮要』

二明<sub>二</sub>戒法<sub>一</sub>乃有<sub>二</sub>一<sub>一</sub>、一総戒、二別戒、初総戒者、  
夫本地難思大戒者、久遠如來之所<sub>レ</sub>護持<sub>一</sub>玉、本化菩  
薩之所<sub>レ</sub>伝來<sub>一</sub>玉也、具<sub>二</sub>一切戒<sub>一</sub>撰<sub>二</sub>一切善<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>謂人  
天五戒十善、小乘二百五十戒、菩薩三聚淨戒十重禁  
四十八輕戒、及迹門大戒三如來衣座室戒、身口意誓  
四安樂行戒等盡在其中<sub>一</sub>矣、經云此經是十方諸仏眼  
目、因<sub>二</sub>由是經<sub>一</sub>自然成<sub>二</sub>就五分法身<sub>一</sub>戒定慧解脫解脫  
知見、諸仏如來從<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>生、又云此經難<sub>レ</sub>持若暫  
持者、我即<sub>レ</sub>歡喜諸仏亦然、是名<sub>下</sub>持<sub>レ</sub>戒行<sub>三</sub>頭陀<sub>一</sub>者、  
即<sub>レ</sub>為疾得<sub>二</sub>無上<sub>一</sub>仏道《經文》、高祖師曰、釈尊因  
行果徳二法妙法蓮華經<sub>一</sub>五字具足《本尊抄》、本門肝  
心妙法五字豈<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>納<sub>レ</sub>萬戒功德、此具足妙戒一持永  
不失、三世諸仏持<sub>二</sub>此戒<sub>一</sub>成就無始無終法報応身、  
於<sub>二</sub>諸經<sub>一</sub>中<sub>レ</sub>秘<sub>レ</sub>之不<sub>レ</sub>伝<sub>一</sub>是也《教行書》、知<sub>レ</sub>權教無得  
道法華真実<sub>一</sub>受<sub>二</sub>持<sub>一</sub>妙法<sub>一</sub>是戒也《口伝》、当<sub>レ</sub>知正  
直捨<sub>レ</sub>邪帰<sub>二</sub>妙法<sub>一</sub>念々無<sub>二</sub>間斷<sub>一</sub>則法爾具<sub>二</sub>足萬戒<sub>一</sub>、  
是名<sub>二</sub>総戒<sub>一</sub>、

まず総戒（題目の五字）に関してであるが、それは久  
遠の如來が護り本化の菩薩が伝える戒律であるとしてい

る。そして一切の戒をそなえ、一切の善を収め尽くしている」と述べている。そして「此経難持」の経文、『本尊抄』三十三字段等を引用し、本門の肝心である妙法五字にすべての戒の功德を収める意を説き、論しているのである。

### ③ 『教観撮要』

次明別戒、夫総戒之有別戒也、猶如実相之有諸法、或有不許別戒、寧免凝然真如之責耶、止觀四云中道之戒遍入諸法、輔行積云中道下亦名開顯、一止一作無非法界、又云戒無大小由行者心期《已上》、既総戒其妙法也、別戒豈異、而此須分別、心期既異、故余亦得全同一乎、又行者有高下令事戒、全齊理戒者希、須知総戒是正行別戒是助行也、而由総戒立別戒、依別戒護総戒、事理雖異不思議一、且出文、釈之、十界因果抄云、言法華經戒者有二、一相待妙戒、二絶待妙戒也、先相待妙戒者與四十年前大小戒與法華經相對、爾前言鹿戒法華言妙戒、次絶待妙戒者、於法華無別戒、爾前戒即法華戒也、是云妙法《已上》本門戒体抄云、普賢經戒、巨正歲末、又曰今戒者捨、小乘二百五

十戒等、並梵網重禁戒四十八輕戒、華嚴十無塵戒、瓔珞十戒等、未顯真実定畢、入方便品所持、五戒八戒十善戒、二百五十戒五百戒、乃至十重禁戒等也、經是名持、戒則此意也、迹門戒雖勝、爾前大小戒、而不及本門戒也、

次に別戒（妙法五字に基づく具体的な戒律）に関して説明している。ここでは、総戒と別戒は一体であると同時に二面性がある意が示されている。そして総戒を正行、別戒を助行とし、総戒によって別戒を立て、別戒によって総戒を護るとしている。さらに『十法界明因果鈔』を引用してすべての戒律は相待妙戒・絶待妙戒に分けられることを述べ、『本門戒体抄』を引用して法華經の戒律が迹門戒と本門戒に分けられる意を示している。

### ④ 『教観撮要』

戒之為レ言有総別傍正乎、曰一往言レ之、総戒為レ正為レ裏、別戒為レ傍為レ面、何者既有戒壇及本門戒羯磨、事戒為レ面可レ知、然末法多是下根、理戒為レ正可レ知、二往言レ之、総戒亦有羯磨、何無壇、別戒亦是結縁、寧言三機堪乎、当知総別相関、称二戒壇、耳、次明二戒壇立木、高祖師曰可レ待レ時耳《三秘抄》、

ここでは戒壇を論ずる中で総戒・別戒の総別・傍正をまとめている。すなわち一往言え、総戒(題目)を正(正行)とし裏(裏で持つべき戒律)とし、別戒(具体的な戒律)を傍(助行)とし表(表に現すべき戒律)とすると述べているのである。その理由として、実際に本門戒壇(各寺院一部分の戒壇)および本門の受戒の作法が既にあるから事戒(具体的な戒律)を表にし、末法の衆生の多くは下根であるから理戒(理である題目の受持)を正意とすると説く。ただし二往(もう一回)言え、総戒(題目)にも受戒の作法があり、授受すべき戒壇があると述べている。また別戒(本門十重禁戒)も皆が結縁すべき戒律であり機根の上下を選ばず持つものであるとする。そして「総別の戒が相関して戒壇と称する」とまとめている。

### III 本門の別戒―本門十重禁戒―

#### ⑤ 『教観撮要』

一、不殺生戒、二、不偷盜戒、三、不邪淫戒、四、不妄語戒、五、不酤酒戒、六、不説四衆過罪戒、七、不自讚他毀、八、不慳貪戒、九、不瞋恚戒、十、不謗三宝戒、第一不殺生戒者、爾前諸經心仏説持三不殺生

戒、雖<sup>レ</sup>然法華經心、爾前<sup>レ</sup>仏殺生第一也、所以者何、爾前<sup>レ</sup>佛一往雖<sup>レ</sup>似<sup>ク</sup>持<sup>テ</sup>世間不殺生戒、未<sup>レ</sup>持<sup>テ</sup>出世不殺生戒、殺<sup>シ</sup>二乘闡提無性有情等、九界衆生、不<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>三成仏、能化仏未<sup>レ</sup>免<sup>レ</sup>殺生罪、何況所化弟子耶、今經悉令<sup>レ</sup>成仏云云、從<sup>テ</sup>今身<sup>ニ</sup>至<sup>テ</sup>三仏身<sup>ニ</sup>捨<sup>テ</sup>爾前殺生罪、持<sup>テ</sup>法華壽量品久遠不殺生戒、不<sup>レ</sup>持<sup>テ</sup>、三返<sup>ス</sup>《自下略<sup>レ</sup>之》、為<sup>レ</sup>積<sup>ニ</sup>此文<sup>ニ</sup>、初<sup>ニ</sup>正積、二、料簡、初<sup>ニ</sup>者因果抄<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>云<sup>フ</sup>本門戒時未<sup>レ</sup>熟也、而<sup>レ</sup>二抄共<sup>ニ</sup>迹門戒<sup>ニ</sup>明<sup>ニ</sup>開權顯実<sup>ニ</sup>、今於<sup>テ</sup>本門戒<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>詳<sup>ニ</sup>開迹顯本<sup>ニ</sup>者令<sup>レ</sup>例知<sup>ニ</sup>耳、又今ノ十禁ノ立拠<sup>ニ</sup>者、壽量品云依<sup>テ</sup>諸經方<sup>ニ</sup>求<sup>テ</sup>好藥草、擣篩和合、疏云經方<sup>ハ</sup>即十部教也、藥草即教所詮、八万法門也、色香美味者戒定慧也《已上、宗祖開會類文又引<sup>レ</sup>之》、神力品云如来一切所有之法皆於<sup>ニ</sup>此經<sup>ニ</sup>宣示顯説、疏云涅槃是解脱、佛住<sup>ニ</sup>其中<sup>ニ</sup>即是塔義也《已上》、此即戒與<sup>レ</sup>壇也、又神力品附屬<sup>ニ</sup>式亦是羯磨儀也、故高祖曰、釈尊於<sup>ニ</sup>靈山淨土<sup>ニ</sup>授<sup>ニ</sup>職灌<sup>ニ</sup>頂本化地涌菩薩<sup>ニ</sup>云云、下定<sup>ニ</sup>本門受戒師等<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>思<sup>レ</sup>之、

日臨は別戒として『本門戒体抄』に基づきつつ本門十重禁戒を立て、これを本門の具足戒としている。ここではまず十重禁戒を連ねた後、爾前經の十重禁戒は法華

經から見れば重罪であるとし、爾前の重罪を捨てて法華經寿命品の久遠の不殺生成、乃至久遠の十重禁戒を持つべきことを示している。

十重禁戒の根拠としては、寿命品の「依諸經方。求好葉草。色香美味。皆悉具足。擣篩和合」の文、および『法華文句』の注釈「經方とは十二部經のことである。葉草とは教えによってあらわされる八万の法門のことである。色香美味とは戒定慧のことである」とする文、および神力品の四句要法の「如來の一切の所有の法、乃至皆この經において宣示顯說す」の文を引用している。また、神力品の即是道場、起塔供養の文に対する『法華文句』の注釈を引用して戒壇を示すとす。さらに神力品の別付囑の儀式も羯磨（戒律を付囑する儀礼作法）と説明し、ゆえに高祖日蓮聖人は「釈尊は靈山浄土において本化地涌の菩薩に授職灌頂（秘宝の伝授）をする」と述べ、本門受戒の師等を定めていると解説する。

### ⑥ 『教觀撮要』

夫総戒既在<sub>ニ</sub>于本門<sub>ニ</sub>、別戒豈異<sub>ニ</sub>、細論<sub>レ</sub>之<sub>、</sub>所謂十重禁其根本在<sub>ニ</sub>法華本門<sub>ニ</sub>、文出<sub>ニ</sub>普賢觀<sub>ニ</sub>、乃六重《盜淫姪妄說過酤酒也、出<sub>ニ</sub>優婆塞戒經<sub>ニ</sub>、八重《十重之中初ノ四及後ノ四也、在<sub>ニ</sub>善戒經<sub>ニ</sub>、之

法是也、直題<sub>ニ</sub>十重禁<sub>ト</sub>者借<sub>ニ</sub>梵網經<sub>ト</sub>、又以<sub>ニ</sub>二分<sub>ニ</sub>配本迹<sub>ニ</sub>、総戒本門別戒迹門也《理事本迹權実本迹等思<sub>レ</sub>之》、是則結要<sub>ニ</sub>五重結<sub>ニ</sub>要<sub>ニ</sub>本迹<sub>ニ</sub>擣篩和合和<sub>ニ</sub>合本迹<sub>ニ</sub>、故本門唯総戒<sub>ナルコト</sub>、可<sub>レ</sub>知、普賢觀是流通還迹別戒迹門<sub>ナルコト</sub>、可<sub>レ</sub>知、於<sub>レ</sub>是則知戒体抄<sub>ハ</sub>初從淺至深<sub>ニ</sub>本迹立<sub>ニ</sub>勝劣<sub>ニ</sub>、正至<sub>ニ</sub>十重禁羯磨<sub>ニ</sub>、唯以<sub>ニ</sub>本迹<sub>ニ</sub>對良有<sub>レ</sub>意也、然末法行者初心一向本門総戒、後心兼<sub>ニ</sub>本迹<sub>ニ</sub>、以流<sub>ニ</sub>伝正法<sub>ニ</sub>、故分別品有<sub>ニ</sub>兼正六度<sub>ニ</sub>、又高祖云<sub>ニ</sub>普賢戒巨<sub>ニ</sub>正像<sub>ニ</sub>也、又結<sub>ニ</sub>示<sub>ニ</sub>合羯磨<sub>ニ</sub>文意<sub>ニ</sub>者謂<sub>ニ</sub>諸經未<sub>レ</sub>明<sub>ニ</sub>無始圓理<sub>ニ</sub>、理戒大闕<sub>ニ</sub>、体既不<sub>レ</sub>圓事戒何得<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>備、

日臨は、十重禁戒の根本は法華の本門にあるとし、文証を『普賢觀經』等に求めている。ただしあえて総戒・別戒を本門・迹門に分配すれば別戒は迹門に属するとす。すなわち、結要付囑の五重の經文は本迹の要所を結び、擣篩和合は本門と迹門を和合する。ゆえに本門はただ総戒であることを知るべきであると述べている。また『普賢觀經』は流通分であり迹門に戻る教えであって、別戒を示す迹門の教えであることを知るべきであると説き、そして『本門戒体抄』の文を会通してゐる。

ただし日臨は、末法の行者は初心は本門の総戒を持ち、

後心の行者は本門戒・迹門戒・総戒・別戒を兼ねて正法を流伝すると言ひ、分別品と日蓮遺文を証拠に挙げてゐる。

⑦ 『教観撮要』

按一時多誹法、先須制之、大論云人重病先以除病為急、然後以宝物衣服莊嚴其身、《已上》、其意可知、二時在草創、建立正法為急、宗義未備、故、大經云此菩薩為欲建立正法、雖見衆人犯波羅、默然不糾治、《已上》、豈非說末法始祖意、可察而已、則知立十重名及說羯磨者、示後於始也矣。

ここでは日蓮聖人が何故、持戒清浄を強く勧めなかつたのか、という点について日臨が自らの見解を示してゐる。第一の理由として、その時代に謗法の者が多ければ、まず必ずこの者達を制止する為に教化を行うべきであるから、持戒の勧奨は後回しにされたとする。『大智度論』には「人に重い病が有れば、まず病を除くことに急を要する。そうした後で宝物や衣服をもつてその人の身体を飾り立てる」とある如くで、その意味を知るべきであるとする。

第二の理由としては、(日蓮) 教団が草創期にあると

きは正法を建立することに急を要したからであるとしてゐる。なぜなら宗義がまだ具わつておらず、このような時期には持戒の勧奨は後回しにされたからであるとする。『涅槃經』には「この菩薩は正法を建立しようとするので、多くの人が波羅夷罪(重い戒律違反)を犯すのを見て黙つていて、批判して直すことを行わなかつた」と説かれてゐるが、これは末法の始祖日蓮聖人の意を説くものであるとし、その意を察すべきであるとする。

そして、宗祖が『本門戒体抄』において十重禁の名を立て及び羯磨を説いたのは、後世弘めるべき戒律を、初めにあらかじめ示しておいたのである、と會通してゐる。

⑧ 『教観撮要』

古師曰、問祖師本門戒羯磨標二十禁、爾則本門戒、只限十戒、耶、曰、考祖意、合有二三途、歟、一者、開迹顯本、則迹門及爾前戒皆為本門戒、而舉其十戒者、以重撰輕、二者、但限十戒、何者、天台大師以二百五十戒為三具足戒、傳教大師十重四十八輕為三具足戒、未能結顯本門戒、我祖、末法運為毒氣深入衆生、施是好良藥妙戒、為棟異、二師以十戒為三具足戒、《已上》、今云若論法義、須取諸戒、約時運、二者須取十戒、

若於<sup>テハ</sup>「進者」諸戒亦可、猶如<sup>ヨリ</sup>「叡山制」小律「嚴」有<sup>レ</sup>機許<sup>シ</sup>之<sup>カ</sup>。

日臨はここで、本門の別戒は十重禁戒に限るか否か、という問いを設けている。その答えは二通りあるとしている。一つには重い戒である十重禁戒を以て、その中に軽い諸々の戒を収めたとする解釈である。二つにはただ十重禁戒に限るとし、その理由は次のようにのべている。天台大師は二百五十戒（小乗戒）をもって具足戒とし、伝教大師は十重四十八軽戒（菩薩戒）を具足戒としたが、二師はまだ本門戒をあらわすことができなかった。いっぽう日蓮聖人は末法の運（時代・社会）に応じて毒気が深く入った衆生のために是好良薬の妙戒を施した。二師と違う事を示すために十重禁戒をもって具足戒としたのであると。

さらに日臨は私の意見を示し、「もし、法義（教義）を論ずれば必ず多くの戒を用いるべきである。時の流れから見れば必ず十戒（十重禁戒）をとるべきである。ただし、もし修行を進んでいる者は多くの戒を持つことは可である」としている。

⑨ 『本門十重禁戒の事』<sup>23</sup>  
十重禁は観普賢経に出たり、則六重八重と云是なり、

然るを十重禁と名を結ぶは梵網等の経をかりたる也、然れば十重禁は迹門の戒なれ共、惣戒が本門より出たる故、開迹顕本して本門の戒と名る也、惣戒とは三学俱傳名曰妙法と云南無妙法蓮華経是也、

本書では『本門戒体抄』<sup>24</sup>等の説示に基づきつつ、平易な文章で本門十重禁戒を列示している。ここでは、十重禁戒の典拠を『観普賢菩薩行法経』の六重・八重の文に当たるとしている。「十重禁」という名を結ぶ事は『梵網経』<sup>25</sup>等の経を借りたとされ、したがって十重禁戒は迹門の戒（迹化の普賢菩薩の戒）だが、惣戒（総戒。題目）が本門から出ている故、開迹顕本して、十重禁戒を本門の戒とすると述べている。そして惣戒とは戒定慧の三学を俱に伝える妙法であり南無妙法蓮華経であるとしている。

⑩ 『本門十重禁戒の事』<sup>27</sup>  
第一不殺生戒自ら殺し人に殺さしめ、てだて方便して殺しほめすゝめてころさしめ、殺すを見てよろこびいのりて殺すの類、ことごとく此戒に制する処也、又上殺中殺下殺とて諸仏聖人父母師匠等は上品也、人天は中品也、地獄畜修の四趣は下品也、上三種つみ重し、

第二不偷盜戒自盜教人等前の如し、是より下皆是に  
ならふて知るべし、一草一錢一切の物人の我に與へ  
ざるを取悉制する処也、

第三不邪淫戒自妻の外皆邪と名づく、自妻なりとも  
非自非処非道は亦邪と名く、第四不妄語戒の因妄語  
の縁妄語の業あり、此四ツ惣して十戒にわたり勤へ  
知るべし、事によりて軽重あり、又人のためになる  
事は開すべし、又前には是虚妄としらずして云ての  
ちに是虚妄也とさとりたる時、其事を申訳せざれば  
つみとなる也、

第五不酤酒戒酒をうる事也、自らのむは唯一人也、  
人にうるは多人なる故罪重し、心のみだして種々の  
悪事をつくり出す故也、若病の爲にはのむ事を開す、  
又酒をのみて少しも悪き事なくかへつて善心の人も  
千万人のうちにはある也、此人には開す、又菩薩等  
の上の事は凡夫の手中にはあらず、第六不説四衆過  
罪戒四衆とは比丘と比丘尼と俗男と俗女と也、此四  
衆のとかを人にかたる悉つみ也、力ある人は人をも  
制してやめさすべきなり、外は上の如し、

ここでは不殺生戒から不説四衆過罪戒まで、日臨の私  
の視点から解釈し直している。

⑪ 『本門十重禁戒の事』<sup>28</sup>

第七不自讚毀他戒こまかに云はば四種あり、不実の  
心にては自身をほむるはたかふる也、自身をそしる  
は人をまどはず也、人をほむるはへつらふ也、人を  
そしるは大悪也、善心にて人によき事をほむるはく  
どく也、折伏の心にて人の悪をいましむるは制する  
所にあらず、

第七の不自讚毀他戒について説明し、自讚毀他は細か  
に言えは四種あると述べている。その四種の説明の後、  
善心にて人の功德をほめることは功德になり、折伏の心  
で悪をいましめることは自讚毀他にはあたらす、自讚毀  
他戒の制する所ではないと付け加えている。

⑫ 『本門十重禁戒の事』<sup>29</sup>

第八不慳貪戒物をふかくおしまざる也、若人のわれ  
に物を乞ふ時與ふる力なきときは其人に向て実情を  
以てことほりを云ふべき也、又法を求むる人ある時  
も其如し、然るを其求る人にかへつてはちを與ふる  
は制する所也、扱布施とは在家は財施法施の二ツ、  
出家は紙と墨と筆と法と也、餘は上の如し、第九は  
不瞋恚戒いかやうなる事ありともいかる事なき也、  
道理にても非道理にても腹立たるは皆大罪也、又人



のよき事を見てねたみそねむは亦此瞋恚の類也、こまやかにつつしむべき也、餘は皆上の如し、

第八、第九の禁戒について、日臨の個人的理解を示している。第八不慳貪戒については物を惜しむこと、つまり執着することを制している。すなわち、人に物を乞われて、自分に与える力が無いときは、真心を以てその理由を言うべきであるとする。またそれは人に法を説くときも同じであると言う。そして、仏道を求める人に、かえって恥を与えるような断り方をしてはいけない、と述べている。

また、執着せずに与える布施の内容について説明し、在家は財施（財産の布施）と法施（仏法を教える布施）の二つがあるとす。いっぽう出家の行う布施は、紙と墨と筆と仏法であるとする。

第九不瞋恚戒については、いかなることがあっても怒る事はないようにすべきであると説く。たとえそれが道理になってもかなくなっていなくても、腹を立てることはすべて大罪であると述べている。また、人に対する妬み嫉みも瞋恚の類であるので細心の注意を払って慎むべきであると論じている。

⑬ 『本門十重禁戒の事』<sup>(36)</sup>

第十不謗三宝戒三宝と云は己心の三宝別相の三寶住持の三寶とて、種々の分別ある事なれ共今唯一途を示す、一には仏宝即ち釈迦多宝等の仏也、二には法宝即ち妙法蓮華經也、三には僧法即ち受持読誦等の出家也、又此三宝は全く一体のものにて各別のものにはあらず、然れば若出家のところが云ふてそしるはそれがちぎに仏をも法をもそしるにてある也、仏をそしり法をそしるも亦かくの如し、經文御書共にかくの如し、此事一大事也、ふかく考べし、餘は皆上の如し

日臨によれば三宝には己心の三宝、別相の三宝、住持の三宝など種々の分別があるが、ここではただ一つの解釈だけを示すと述べている。すなわち仏法とは釈迦多宝等の仏、法宝とは妙法蓮華經等、僧宝とは受持読誦等の出家として述べている。そして、この三宝は一体であり各別ではないと述べる。したがって、もし出家僧の過失を言つて謗ることは直ちに仏も法も謗ることであると説明している。また仏の場合も法の場合も同じであるとい、經文や御遺文（法宝）も共に同様であると説いている。そして、この事は一大事であるとし、深く考えるべきであると述べている。

⑭ 『本門十重禁戒の事』<sup>31)</sup>

十重禁戒の大意略してかくの如し、然もいろいろの法門ある事なれ共、在家のくはたて及ぶ事にもあらざれば皆略す、抑法華經の肝心妙法五字は一得永不失の戒とて、能々持てば下根の行者も一生のうちに妙覺の位に入るほどの大法なれば、仏道を求人々々は心かけて此十重禁を力の及ぶほどに持ちて、正行の妙法をたすけ修行すべき也、經文に隨力演説と云ふ事あり、是は題目を持つ正行の外に自力に云て持戒をきらふは經文と御書との修練たらざる故なるべし、南無妙法蓮華經、ひまの節を以て委細に書ておくり可申候、

本書のまとめの箇所であるが、ここで本書が在家信者の要請に応じて余暇を利用して書かれたことが窺える。日臨はまとめとして、法華經の肝心である妙法五字（総戒）は一たび得れば永遠に失うことない戒であるとし、よくよく持てば下根の行者も一生の内に妙覺（最上の仏果）の位に入るほどの大法であると説いている。そして、仏道を求める人々は、心かけて別戒である本門十重禁戒を力の及ぶ限り持ち、正行の妙法（総戒）を助けて修行すべきであると強調している。また「隨力演説」の經文

を引用し、これは、題目を持つ正行の外に自力が及ぶ限り人に説いて聞かせることであると解説し、別戒の十重禁戒もまた、そのように力に随って持つことを心がけるべきであるとのべている。さらに「末法は無戒の時である」と述べ、持戒を嫌うことは、經文と御遺文との修練が足りない故である、と当時の墮落した僧達を暗に批判しつつ文を結んでいる。

三、むずびにかえて

以上、日臨の戒律觀に関して少しく検討を加えてきた。まとめると次のようにならうか。

I 妙法五字＝五戒＝題目受持者の体、と解釈する。

II すべての戒律を総戒（妙法五字受持）と別戒（五戒、十重禁戒等）に分け、前者を正行・理戒、後者を助行・事戒とする。

III 別戒として、特に本門十重禁戒を具足戒とする。これを下根の衆生の別戒とし、それ以上の機根の者は諸戒を持つことも可とする。

以上の三点が日臨の戒律觀のおおまかな特色であると見受けられる。

日臨出世当時の宗門の状況は、各檀林における教育が

台学偏重の傾向にあり、自ずと宗祖の教学が疎かにされている状態にあった。また、排仏論が横行した当時の状況からも日臨における戒律重視の背景には、日蓮教団を含めた当時の仏教界の墮落があることは否めない。それ故に日臨の戒律論も仏教復興運動のひとつの潮流の中で捉えられる。しかし、日臨の持律の姿勢は単なる護法で志しただけではなく、深い純粹な信仰に根ざした戒律論であるといえるであろう。それは日臨の文章の奥底からも感じられるのである。ここに日臨の仏道修行者としての根源的な姿を見いだすことが出来よう。

註

- (1) 『臨全』 九四頁
- (2) 『定遺』 二五九四頁
- (3) 『定遺』 一六九七頁
- (4) 典拠未詳
- (5) 『臨全』 九四〇九五頁
- (6) 『定遺』 七一頁
- (7) 『臨全』 九五頁〇九六頁
- (8) 『定遺』 一八一頁
- (9) 『定遺』 一七二五頁
- (10) 『臨全』 九三頁

- (11) 羯磨。『本門戒体抄』(『定遺』一七二五頁)
- (12) 『臨全』 九六頁
- (13) 『定遺』 一七二五頁
- (14) 『正藏』 三四卷一三五頁 a
- (15) 『正藏』 三四卷一四二頁 b
- (16) 『定遺』 八〇二頁取意
- (17) 『臨全』 九六〇九七頁
- (18) 典拠未詳
- (19) 『臨全』 九七頁
- (20) 『正藏』 二五卷七二〇頁 b
- (21) 『正藏』 一二卷六三九頁 a
- (22) 『臨全』 九七頁
- (23) 『臨全』 一一五頁
- (24) 『定遺』 一二七五頁
- (25) 「次当自誓受六重法。受六重法已。次当勤修無礙梵行。初広濟心。受八重法」(『正藏』九卷三九三頁 c)
- (26) 『正藏』 二四卷一〇〇四頁 b
- (27) 『臨全』 一一五頁〇一六頁
- (28) 『臨全』 一一六頁
- (29) 『臨全』 一一六頁
- (30) 『臨全』 一一六〇一七頁
- (31) 『臨全』 一一七頁